

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針

平成 8 年 1 月

農 林 水 産 省

目 次

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の公表について……………	1
酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針……………	3
第1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針……………	3
1 我が国酪農・肉用牛生産の基本的な展開方向……………	3
2 効率的・安定的な経営体の育成……………	4
3 環境問題への適切な対応……………	7
4 流通・加工の合理化等……………	8
5 その他の重要事項……………	8
第2 生乳及び牛肉の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の 長期見通し、生乳の地域別の生産数量の目標、牛肉の生産数量の目 標並びに乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標……………	9
1 生乳の地域別の需要の長期見通し……………	9
2 生乳の地域別の生産数量の目標……………	10
3 牛肉の生産数量の目標……………	10
4 乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標……………	11
第3 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標……………	11
1 経営に係る指標……………	11
2 飼料作物の生産に係る指標……………	16
第4 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関 する基本的な事項……………	18
1 集乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項……………	18
2 肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項……………	20
第5 その他酪農及び肉用牛生産の近代化に関する重要事項……………	21
1 家畜の改良増殖及び新技術・効率的な生産方式の開発・普及……………	21
2 経営・技術指導……………	22
3 畜産経営支援組織の育成……………	22
4 家畜衛生及び畜産物の安全性の確保……………	23
5 濃厚飼料の安定供給……………	23

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の公表について

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の2第1項の規定に基づき、平成17年度を目標年度とする酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針を次のとおり定めたので、同条第6項の規定に基づき、公表する。

平成8年1月16日

農林水産大臣 大原 芳彦

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針

第1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針

我が国酪農及び肉用牛生産は、動物性蛋白質の重要な供給源として国民の食生活の向上に大きく貢献するとともに、我が国農業の基幹部門として重要な地位を占めているほか、土地利用面から国土の有効利用に大きな役割を果たしている。今後とも、これらの役割に加え、中山間地域等の条件不利地域を含めた農山村地域の活性化、国土の保全、地力の維持・増進等を図る上で重要な役割を果たすことが期待されている。

一方、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れに伴い、乳製品の関税化、牛肉の関税引下げが実施されたところであり、当面は、相当程度の関税相当量水準の設定、輸入急増時における緊急措置の確保等により国内市場への影響を極力緩和する措置がとられているものの、国際経済環境の趨勢を考慮すると、中長期的には次第に影響が生ずることも懸念される。

また、国民の食料消費・食生活の動向については、健康・安全志向、本物・良食味志向が高まるなど、いわば量から質の重視への変化がみられる一方で、内外価格差を背景とした輸入品の消費の拡大がみられる。

こうした状況の下で、21世紀を視野に入れて酪農及び肉用牛生産の安定的発展を図るためには、持続的で可能な限り生産性の高い生産構造を実現しつつ、処理・加工、流通及び販売の各部門についても可能な限り合理化を図り、消費者ニーズに即して牛乳・乳製品及び牛肉を適正な価格で安定的に提供していくことが必要である。

以上を踏まえ、牛乳・乳製品及び牛肉供給の安定、酪農及び肉用牛生産の健全な発展並びに経営の安定を図るため、酪農及び肉用牛生産を我が国の土地利用型農業の基軸として位置付け、次の事項を基本的な指針として、長期的な観点から、我が国酪農及び肉用牛生産の振興と流通等を含めた合理化を総合的に推進するものとする。

1 我が国酪農・肉用牛生産の基本的な展開方向

- (1) 国民の食生活は、食料消費水準でも栄養水準でも既に相当高い水準に達しており、今後、食料消費は総体として伸び悩み傾向で推移するものと見込まれるが、牛乳・乳製品及び牛肉の需要については、伸び率は

従来に比べ鈍化するものの、今後とも緩やかに増加するものと見込まれ、目標年度（平成17年度）における総需要量は、牛乳・乳製品については1,259～1,363万トン程度、牛肉については182～214万トン程度と見通される。

このような需要の動向に適切に対応し、牛乳・乳製品及び牛肉を消費者へ安定的に供給するためには、国内生産と輸入を適切に組み合わせることが不可欠であり、国内生産については、持てる力を最大限に発揮し、生産性の向上を図りつつ、可能な限りの拡大を図ることにより、自給率の確保に努めるものとする。

- (2) このため、一層のコスト削減により適正な価格での供給を実現する必要があり、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体を育成し、これらにより生産の大宗が担われる生産構造の実現を目指すこととする。この場合、新規参入者を含め、意欲と経営能力に優れた後継者等の育成・確保にも努めるものとする。

また、併せて、良質・安全・新鮮な生産物を求める消費者ニーズに積極的に対応していく必要があり、国産品の持つ有利性を前面に打ち出し、商品特性上、輸入品との競合が少ないと見込まれ、かつ、比較的高い需要の伸びが見込まれる飲用牛乳等や、品質面で輸入品に対して優位性が確保できる牛肉に重点を置いた生産を推進することとする。

2 効率的・安定的な経営体の育成

(1) 土地基盤に立脚した経営体の育成

生産コスト低減等による経営の安定、家畜ふん尿の適切な処理・利用と併せ、酪農及び肉用牛生産の有する多面的・公益的機能に資するため、次の施策の推進により、土地基盤に立脚した経営体を育成する。

ア 農地の流動化による土地利用の集積を促進するとともに、耕種経営との連携の強化による水田裏利用等の拡大、経営の実情を考慮した草地の造成・整備、耕作放棄地の利用等を促進することにより飼料基盤の拡充を推進する。このほか、稲ワラ等農場副産物等の未利用・低利用資源の利用を促進する。

イ 優良草種・品種の導入、適期作業、草地の適期更新等を通じた栽培管理技術の高位平準化の推進により飼料作物の単収の向上を図るとともに、

作業規模の拡大、ほ場条件等に適した効率的な機械化一貫体系の導入及び作業の共同化の推進により単位面積当たりの労働時間の縮減に努める。また、公共牧場、飼料生産受託組織（コントラクター）の効果的な活用により、飼料生産の外部化を推進し、飼料生産・利用の効率化、飼養規模の拡大等に伴う労働負担の軽減を図る。

ウ 公共牧場を含めた放牧地の整備及び草地・放牧管理技術の向上を通じて放牧の促進に努める。なお、地域や経営の実情に応じて、林野・里山等を活用し、放牧を主体とすることにより生産資材の投入を抑える低投入で持続的な生産を推進する。また、公共牧場等については、自然とのふれあいの場の提供等に資する観点からも、その整備・利用を促進する。

（２）経営の合理化・高度化

ア 酪農については、新たな投資を伴う飼養規模の拡大を図る経営のみでなく、地域及び経営の実情に即し、現状規模での生産・経営管理技術の高度化を図る経営や放牧を主体とする経営等多様な経営展開を推進する。

この場合、今後とも需要に見合った計画的な生乳生産が必要であること等から、経営体間の生乳生産の流動化の促進等により、生乳生産の大宗を効率的・安定的な経営体へ集約しつつ、生産・経営管理技術の改善・高位平準化、牛群改良、飼料自給率の向上等により、生産の合理化、乳量・乳質の向上及び労働時間の削減を図り、ゆとりある経営の実現に努める。

このため、現行の飼養管理方式等の下で、個体管理の徹底等生産・経営管理技術の高度化を図るほか、過剰投資とならないよう十分配慮し、技術水準等を考慮しながら、フリーストール・ミルクングパーラー方式、TMR（混合飼料）給与方式等省力化のための飼養管理方式の導入を図る。また、受精卵移植関連技術の導入、ヘルパー利用の拡大、協業化、飼料生産の組織化・外部化（コントラクターの活用等）等を推進する。

イ 肉用牛生産については、飼養規模の安定的拡大を図りつつ、粗飼料の生産・利用の合理化、飼料自給率の向上、生産・経営管理技術の改善、新技術・効率的な生産方式の導入等を推進することにより、生産の合理化を図り、ゆとりある経営の実現に努める。

特に、肉専用種繁殖経営については、大部分が複合経営で飼養規模が零細であることから、地域や経営の置かれた条件に応じ、飼養規模の拡

大を基本に、放牧の積極的な推進、分娩間隔の短縮等により生産コストの低減に努める。

肥育経営については、多様化する消費者ニーズへの的確な対応に留意しながら、国産品の品質等の面での有利性を活かした生産方式の導入を基本に、増体能力の向上、飼料給与方法の改善、個体能力の的確な把握、生体超音波測定機等を利用した出荷適期の把握による肥育期間の適正化等により生産コストの低減に努める。

さらに、経営の安定と生産の効率化を図るため、地域内・経営内の繁殖・肥育一貫生産を推進する。

(3) 生産性向上の目標

牛乳・乳製品及び牛肉の価格については、国土条件の制約や円高の進展等から、国際水準に比べある程度割高とならざるを得ない面が存在することは否めない事実である。

新しい国際環境の下で、酪農及び肉用牛生産の振興を図るためには、国内生産の果たしている役割に加え、こうした我が国における国土条件の制約等について国民の理解を得ながら、その置かれた諸条件の下で可能な限り生産性の向上を図るとともに、流通・加工の合理化を促進し、農家所得の確保に配慮しつつ、その成果を的確に価格に反映させ、適正な価格での牛乳・乳製品及び牛肉の供給に努めることが必要である。

この場合、10年程度後において、

- ① 酪農経営については、中長期的に関税化の影響が生ずることが予想されることを考慮し、計画的かつ段階的に生産コストの低減を図っていく必要があることから、加工原料乳地帯においては、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成とこれら経営体への生乳生産の集約、1頭当たり乳量の向上、労働時間の削減、飼料基盤の拡充整備等により、現状の生産コストの7～8割程度の水準、飲用乳地帯においても、生乳流通の広域化の進展等を踏まえ、同様の取組により、現状の生産コストの7～8割程度の水準
- ② 肉用牛経営については、牛肉の関税が段階的に引き下げられること等を踏まえ、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成を基本に、繁殖経営においては、飼養規模の拡大、飼料基盤の拡充整備等により、現状の生産コストの6～7割程度の水準、肥育経営においては、飼養規

模の拡大、肥育期間の短縮、飼料基盤の拡充整備等により、現状の生産コストに比べ、肉専用種肥育経営で6～7割程度の水準、乳用種肥育経営で7割程度の水準

を、達成すべき生産性向上の目標とし、地域の実態等を踏まえつつ、生産者の主体的取組を基本として、関係機関・団体の一体的な協力支援の下にその実現を目指すものとする。また、このような生産コストの低減の進捗状況に対応して必要な対策を適切に講ずるものとする。

注：1) 「現状の生産コスト」とは、平成5年生産費調査における単位当たりの費用合計を指す(肥育経営においては、もと畜費を除く)。

2) 生産コストは、為替レートの変動に伴う生産資材価格の変動等今後の経済動向の変化によって大きな影響を受けることがあることに留意する必要がある。

(4) 規制の見直し等による畜産資材の低廉な価格での供給

生産コストの低減、地域の実情に応じた意欲ある経営体の創意工夫の発揮等を推進する観点から、次のような各種規制の見直し等を推進するものとする。

ア 流通飼料に係る規制の見直し、飼料工場の立地の適正化、飼料の製造・流通の合理化の促進等により流通飼料の低廉な価格での供給に努めるとともに、ワクチン等動物用医薬品に係る規制の見直し等により衛生資材の低廉な価格での供給に努める。

イ 畜舎等施設に係る規制緩和措置の活用、建築コストの低減のための指導の徹底等に努めるほか、施設・機械の保守・管理の徹底等により施設・機械費の低減を推進する。

3 環境問題への適切な対応

環境保全に対する国民の関心の高まりの下で、経営の健全な発展、地力の維持・増進並びに地域社会や自然環境と調和した酪農及び肉用牛生産の推進を図るためには、環境規制を遵守するとともに、家畜ふん尿の資源としての有効利用の観点から農地や草地等への還元を基本とする家畜ふん尿の適切な処理・利用に努めることが必要である。

このため、家畜飼養規模に見合った家畜ふん尿処理施設の整備とその適切な管理運営を行うとともに、堆きゅう肥について、土地利用の集積を通じた

飼料基盤の拡充による経営内、あるいは耕種経営との連携強化による地域内での有効利用、家畜と還元農地等との地域的不一致による需給の不均衡を改善するための広域流通体制の整備等を推進する。併せて、低コスト処理に重点を置いた家畜ふん尿処理技術の開発・普及の推進により、家畜ふん尿の処理コストの引下げを図るとともに、家畜ふん尿処理施設の適切な選択・整備や管理運営等環境保全に係る指導の充実に努める。

4 流通・加工の合理化等

生乳の流通・加工については、生乳流通の安定とコストの低減を図るため、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意により譲許したカレントアクセス分の適切な輸入、バターと脱脂粉乳の需給不均衡の是正等による適切な需給調整、広域流通の進展を踏まえた集送乳の合理化、余剰生乳の適切な処理を図るとともに、乳業工場の規模・稼働率・立地の適正化等を推進する。

肉用牛及び牛肉の流通・加工については、流通コスト低減と適正な価格形成を図るため、家畜市場の再編整備と機能の高度化、産地食肉処理施設の再編整備、部分肉流通の促進とその円滑化、食肉卸売市場の整備等を推進する。

また、多様化する消費者ニーズに的確に対応した国産の牛乳・乳製品及び牛肉の消費拡大を図るものとする。

5 その他の重要事項

酪農及び肉用牛生産の振興・合理化に資するため、家畜の改良増殖及び新技術・効率的な生産方式の開発・普及、経営・技術指導、畜産経営支援組織の育成、家畜衛生及び畜産物の安全性の確保並びに濃厚飼料の安定供給の的確な推進を図るものとする。

第2 生乳及び牛肉の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し、生乳の地域別の生産数量の目標、牛肉の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標

1 生乳の地域別の需要の長期見通し

生乳需要の長期見通しについては、牛乳・乳製品の消費動向等を踏まえ、地域間、年齢間の格差の縮小、健康志向の一層の高まり、チーズ消費の増大等を見込み、設定する。

(1) 飲用向け需要量（全国計）

606.5万トン

地域名	地域に属する都道府県名	数 量
		万トン
北海道	北海道	24.1～26.2
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	43.5～47.2
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	237.1～247.6
北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県	23.2～24.6
東海	岐阜県、愛知県、三重県	50.6～53.1
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	97.6～101.7
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	51.5～55.2
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	62.0～67.2
全国計		606.5

(2) 乳製品向け需要量（全国計）

390.0万トン

(3) 自家消費等需要量（全国計）

13.5万トン

(4) 需要量計

1,010.0万トン

2 生乳の地域別の生産数量の目標

生乳の地域別の生産数量の目標については、計画的な生産を行うことを旨として、生産環境の変化に対応した酪農経営の地域的動向、飼料生産基盤の地域差、乳牛の能力向上等を考慮し、設定する。

地 域 名	地 域 に 属 す る 都 道 府 県 名	数 量
		万トン
北 海 道	北海道	435.1～480.9
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	96.9～107.1
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	175.3～193.7
北 陸	新潟県、富山県、石川県、福井県	17.1～ 18.9
東 海	岐阜県、愛知県、三重県	43.7～ 48.3
近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	33.7～ 37.3
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	61.3～ 67.7
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	96.4～106.6
全 国 計		1,010.0

3 牛肉の生産数量の目標

牛肉の生産数量の目標については、安定的に増大すると見込まれる牛肉需要の長期見通し、肉用牛及び乳牛の飼養構造の変化等を踏まえ、合理的な国内生産の着実な拡大を図ることを旨として、肉用牛頭数の積極的な増大、1産取り肥育の普及、生産技術の向上等を見込み、設定する。

牛肉生産量（全国計）

80万トン（枝肉換算）

4 乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標

乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標については、生産環境の変化に対応した酪農経営及び肉用牛経営の地域的動向、飼料生産基盤の地域差、地域内・経営内一貫生産の進展等を考慮し、設定する。

地域名	地域に属する都道府県名	乳牛 万頭	肉用牛 万頭
北海道	北海道	87.9～97.1	70.8～78.2
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	19.5～21.5	74.6～82.4
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	33.3～36.8	51.8～57.2
北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県	2.9～3.2	4.8～5.3
東海	岐阜県、愛知県、三重県	7.6～8.4	16.6～18.4
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	6.2～6.8	14.3～15.8
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	11.9～13.1	31.4～34.7
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	19.0～21.0	147.3～162.8
全国計		198.0	433.0

第3 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標

1 経営に係る指標

近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的な指標は、他産業並みの所得と労働時間を達成し得る効率的・安定的経営を実現することを旨として設定する。その際、基本的指標は、家族労働力を前提に、飼養規模及び飼養管理方式によって区分した経営類型毎に示すこととし、「既存の施設・機械等の十分な活用」、「土地利用の集積等による飼養規模に見合った飼料生産基盤の確保」とともに、「既に高い生産性を実現している経営の技術・生産性水準等」を踏まえ設定する。

また、個々の経営における経営類型の選択にあつては、土地利用の集積の可能性、現状の技術・装備・生産性水準、資本構成等経営の健全性への配慮が重要であり、経営の発展段階に応じた選択を行う必要がある。

なお、酪農経営にあつては需要に見合った計画生産を行うことを、肉用牛経営にあつては飼養規模の安定的な拡大を図ることを念頭に置く必要がある。

(1) 酪農経営

酪農経営については、経営類型として、「現状の飼養管理方式・規模において生産・経規模拡大と生産の効率化を図る経営」、「放牧を主体に生産コストの低減を図る経営」、を
 図る経営」等を設定し、各経営類型毎に生産性の向上と経営の健全性の確保及び適切な
 また、この指標は、更新牛の自家育成と粗飼料の自家生産を前提として設定するもので
 おいては、労働時間削減及び生産コスト低減の観点から、その効果的な実施を図ることが
 さらに、労働力に余裕のある経営においては、子牛、施設、飼料等の有効活用の面から
 可能である。

区 分	土地条件の制約が小さい地域		
	単一経営		放牧主体型
[経営類型]			
飼養規模（経産牛）	50頭以上	80頭以上	50頭以上
管理方式	緊ぎ飼い バイライン	フリーストール ミルクバーラー	緊ぎ飼い バイライン
ふん尿処理方式	ふん尿分離 堆肥・液肥化	ふん尿混合 液肥化	ふん尿分離 堆肥・液肥化
[生産性指標]			
生産技術			
1頭当たり生乳生産量（年間）	8,800 kg以上	8,400 kg以上	7,200 kg以上
分娩間隔	13.0 ヶ月以下	13.0 ヶ月以下	13.0 ヶ月以下
更新産次	5.0 産以上	4.5 産以上	6.0 産以上
ほ育・育成事故率	3.0 %以下	3.0 %以下	3.0 %以下
飼養管理労働			
1頭当たり労働時間（年間）	90 時間以下	60 時間以下	70 時間以下
1時間当たり生乳生産量	100 kg以上	140 kg以上	105 kg以上
生産コスト			
生乳1kg当たり費用合計	50 円以下	48 円以下	46 円以下
飼料生産			
飼料自給率（TDN換算）	70 %以上	70 %以上	85 %以上
（参考）飼料作物作付延面積	40～50ha程度	60～75ha程度	45～60ha程度

注：1）都市近郊型については、混住化の進行している都市近郊地域において、
 え、家畜ふん尿処理の迅速化及び堆きゅう肥の広域流通化等適切な環境対
 2）飼料作物作付延面積は、各類型の下限頭数に対応し、気候・作付草種等
 を活用することにより面積は縮減が可能である。

営管理技術の高度化を図る経営」、「フリーストール・ミルクングパーラーの導入等により「混住化が進行している地域において家畜ふん尿処理の迅速化、堆きゅう肥の広域流通化等環境対策の必要性に配慮した指標を設定する。

あるが、公共牧場への預託や飼料生産受託組織（コントラクター）への委託が可能な地域に望ましい。

、初妊牛販売や肉用牛部門（ほ育育成、繁殖、肥育部門）を含めた経営の展開を図ることも

他作目との複 合経営	土地条件の制約が大きい地域			
	単一経営			他作目との複 合経営
			都市近郊型	
30頭以上	40頭以上	60頭以上	40頭以上	20頭以上
緊ぎ飼い パイライン	緊ぎ飼い パイライン	フリーストール ミルクングパーラー	緊ぎ飼い パイライン	緊ぎ飼い パイライン
ふん尿分離 堆肥・液肥化	ふん尿分離 堆肥・液肥化	ふん尿分離 堆肥・液肥化	ふん尿混合 強制発酵	ふん尿分離 堆肥・液肥化
8,400 kg以上 13.0 ㌥以下 5.0 産以上 3.0 %以下	8,000 kg以上 13.0 ㌥以下 4.5 産以上 3.0 %以下	7,600 kg以上 13.0 ㌥以下 4.0 産以上 3.0 %以下	8,000 kg以上 13.0 ㌥以下 4.0 産以上 3.0 %以下	7,600 kg以上 13.0 ㌥以下 4.0 産以上 3.0 %以下
100 時間以下 85 kg以上	95 時間以下 80 kg以上	75 時間以下 100 kg以上	100 時間以下 80 kg以上	110 時間以下 70 kg以上
54 円以下	62 円以下	60 円以下	66 円以下	70 円以下
65 %以上 21～26ha程度	60 %以上 15～27ha程度	50 %以上 20～35ha程度	— —	50 %以上 6～11ha程度

堆きゅう肥の供給・利用を通じた周辺の農地との結び付きを強めることに加
策が必須の条件であることを前提として設定している。

による単収の差を考慮して幅をもって示したものである。また、公共牧場等

(2) 肉用牛経営

肉用牛経営については、肉専用種繁殖経営、乳用種ほ育育成経営、乳用種肥育経営及びの必要性に配慮した指標を設定する。また、肉専用種繁殖・肥育一貫経営等については、なお、公共牧場への預託が可能な地域においては、労働時間削減及び生産コスト低減の営においては、積極的な活用が必要である。

区 分	肉専用種繁殖経営			乳用種ほ育
	土地条件の制約大	土地条件の制約が比較的小さい地域		酪農との複合
	他作目との複合		単一経営	
[経営類型] 飼養規模	繁殖雌牛 20頭以上	繁殖雌牛 50頭以上	繁殖雌牛 100頭以上	ほ育育成牛 20頭以上
ふん尿処理方式	ふん尿混合 堆肥化	ふん尿混合 堆肥化	ふん尿混合 堆肥化	ふん尿混合 堆肥化
[生産性指標]				
生産技術				
初産月齢	24ヵ月齢以下	24ヵ月齢以下	24ヵ月齢以下	—
分娩間隔	12.5ヵ月以下	12.5ヵ月以下	12.5ヵ月以下	—
出荷月齢	7ヵ月齢	7ヵ月齢	7ヵ月齢	6ヵ月齢
出荷時体重	230kg以上	230kg以上	230kg以上	270kg以上
1日当たり増体量	—	—	—	—
事故率	3.0%以下	3.0%以下	3.0%以下	3.0%以下
飼養管理労働				
1頭あたり労働時間(年間)	45時間以下	35時間以下	30時間以下	25時間以下
生産コスト				
費用合計	<子牛1頭あたり> 250千円以下	<子牛1頭あたり> 245千円以下	<子牛1頭あたり> 225千円以下	<ほ育育成牛1頭あたり> 69千円以下
飼料生産				
飼料自給率(TDN換算)	80%以上	80%以上	80%以上	20%以上
(参考)				
飼料作物作付延面積	4～7ha程度	20～25ha程度	45～55ha程度	<土地条件の制約小> 1.0～1.3ha程度 <土地条件の制約大> 0.4～0.8ha程度

- 注:1) 肉専用種繁殖経営については、20頭未満の小規模層が今後とも多数存在するものと頭以上の経営類型とはほぼ同水準が目標となることから、20頭以上の経営類型について
- 2) 生産技術のうち、出荷月齢、出荷時体重、1日当たり増体量、事故率は肥育素牛・
- 3) 乳用種ほ育育成経営、乳用種肥育経営及び肉専用種肥育経営の費用合計は、もと畜
- 4) 飼料作物作付延面積は、各類型の下限頭数に対応し、気候・作付草種等による単収は縮減が可能である。

肉専用種肥育経営の経営部門別に、生産性の向上と経営の健全性の確保及び適切な環境対策
経営部門別の指標の組合わせにより対応するものとする。

観点から、その効果的な実施を図ることが望ましい。特に、飼料生産基盤の確保が困難な経

育成経営	乳用種 肥育経営	肉専用種肥育経営			
		他作目との複合		土地条件の制約小 単一経営	土地条件の制約大 単一経営
単一経営	単一経営	他作目との複合		単一経営	単一経営
ほ育育成牛 300頭以上	肥育牛 400頭以上	肥育牛 30頭以上	肥育牛 100頭以上	肥育牛 300頭以上	肥育牛 300頭以上
ふん尿混合 堆肥化	ふん尿混合 堆肥化	ふん尿混合 堆肥化	ふん尿混合 堆肥化	ふん尿混合 堆肥化	ふん尿混合 堆肥化
— —	— —	— —	— —	— —	— —
6ヵ月 齡 270kg以上	17ヵ月 齡程度 735kg以上	24ヵ月 齡程度 670kg以上	24ヵ月 齡程度 670kg以上	24ヵ月 齡程度 670kg以上	24ヵ月 齡程度 670kg以上
— 3.0%以下	1.40kg以上 1.2%以下	0.85kg以上 1.2%以下	0.85kg以上 1.2%以下	0.85kg以上 1.2%以下	0.85kg以上 1.2%以下
10時間以下	10時間以下	30時間以下	20時間以下	15時間以下	15時間以下
<ほ育成牛1頭当たり> 61千円以下	<生体100kg当たり> 27千円以下	<生体100kg当たり> 35千円以下	<生体100kg当たり> 33千円以下	<生体100kg当たり> 31千円以下	<生体100kg当たり> 32千円以下
20%以上	15%以上	20%以上	20%以上	35%以上	20%以上
<土地条件の制約小> 15～18ha程度	<土地条件の制約小> 25～31ha程度	<土地条件の制約小> 2～3ha程度	<土地条件の制約小> 7～9ha程度	35～45ha程度	13～23ha程度
<土地条件の制約大> 6～11ha程度	<土地条件の制約大> 16～28ha程度	<土地条件の制約大> 0.9～1.5ha程度	<土地条件の制約大> 3～5ha程度		

見込まれるが、この層においては、所得面では肉用牛部門は補完部門であり、技術面では20
指標を設定した。

肥育牛（去勢牛）に係るものである。

費を除いたものである。

の差を考慮して幅をもって示したものである。また、公共牧場等を活用することにより面積

2 飼料作物の生産に係る指標

飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛経営の育成を図るためには、土地の生産
このため、経営に係る指標を補足し、地域の実情に応じた目標の設定に資する
設定に当たっては、採草利用を主体とする飼料生産について、土地利用の集
を実現することを旨として、地域における多様な生産形態の中から望ましい代
生産利用類型別に、効率的な飼料生産作業単位に焦点を当てた指標として設定
なお、労働時間の縮減及び生産コストの低減を図る観点から、地域の実情に
ましい。また、飼料生産受託組織（コントラクター）が作業を受託した場合の
いても飼料生産受託組織が利用可能な地域にあってはその効果的な活用を図る

区 分	寒 地		
	単独作業型	共同作業型	作業受託型
[生産利用類型] 作 付 体 系 ()内は作付割合 調製・利用形態 作 付 規 模 機械体系（トラクター駆力）	混播牧草 ラップ・サイレージ 乾草、昼間放牧 70ha程度 大型（70ps程度）	混播牧草（80%） とうもろこし（20%） サイレージ 乾草、昼間放牧 100ha程度 大型（70ps程度）	混播牧草 サイレージ 500ha程度 特大型（130ps程度）
[生産性指標] 10 a 当たり労働時間 10 a 当たり養分生産量 TDN 1 kg 当たり費用価	1.5時間以下 520TDNkg以上 40 円以下	1.7時間以下 640TDNkg以上 38 円以下	1.0時間以下 520TDNkg以上 34 円以下
(備考) 生産体系の特記事項 共同作業戸数の例 目標単収水準 (10a当たり養分生産量)	ロールバレー体系 混播牧草 520 TDNkg以上 とうもろこし 1,100 TDNkg以上	2 ~ 3 戸	全作業を受託 自走式ハーベスターは300ps

注：10 a 当たり労働時間、10 a 当たり養分生産量は作付延べ面積当たりの数値

力向上と労働時間の縮減等を通じた自給飼料の生産性向上が重要である。
ため、飼料作物の生産に係る指標を設定する。
積、草地の造成・整備等により飼料基盤の充実を図りつつ、低コスト生産
表的な類型を示すものとし、具体的には、気候、作業形態等を考慮して、
する。
応じて、経営内草地、公共牧場及び林野・野草地での放牧を図ることが望
生産類型について寒地を代表として記載しているが、それ以外の地域にお
ことが望ましい。

寒 冷 地		温暖地及び暖地	
単独作業型	共同作業型	単独作業型	共同作業型
混播牧草	混播牧草 (75%) とうもろこし(25%)	スーダングラス (50%) イタリアンライグラス(50%)	とうもろこし (40%) イタリアンライグラス(60%)
ラップ・サイレージ 乾草	サイレージ 乾草	ラップ・サイレージ 乾草	サイレージ 乾草
15ha程度	40ha程度	夏作10ha程度 冬作10ha程度	夏作15ha程度 冬作25ha程度
小型(30ps程度)	中型(50ps程度)	小型(30ps程度)	中型(50ps程度)
4.0時間以下 580TDNkg以上	4.0時間以下 720TDNkg以上	6.0時間以下 温暖地 690TDNkg以上 暖地 920TDNkg以上	5.0時間以下 温暖地 830TDNkg以上 暖地 1,010TDNkg以上
50 円以下	46 円以下	温暖地 51 円以下 暖地 47 円以下	温暖地 49 円以下 暖地 45 円以下
一部稲わらを利用 ロールバレー体系	一部転作田を活用 2～5 戸	一部稲わらを利用 ロールバレー体系	水田裏(10ha)の活用 2～5 戸
混播牧草 580 TDNkg以上 とうもろこし 1,160 TDNkg以上		とうもろこし スーダングラス イタリアンライグラス 温暖地 1,150 740 640 TDNkg以上 暖地 1,230 960 870 TDNkg以上	

第4 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

1 集乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項

(1) 適切な需給調整

酪農については、今後とも需要に見合った計画的な生乳生産が必要であることから、生産者団体による的確な計画生産の推進に努めるものとする。

また、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意により譲許したカレントアクセス分の輸入の適正な実施等需給調整を適切に行うものとする。

さらに、乳脂肪に加え無脂乳固形分を加味した新たな乳成分取引の的確な推進等により、バターと脱脂粉乳の需給の不均衡の是正を図るものとする。

(2) 生乳流通の合理化

都道府県の区域を超える広域的な生乳流通の進展に対処する観点から、集送乳の合理化、余剰生乳の適切な処理体制の整備等を図り、生乳流通コストの低減を促進するとともに、生乳の計画的かつ安定的な供給及び適切な価格形成に努めるものとする。

(3) 乳業の合理化

ア 乳業の合理化及び経営体質の強化を図るとともに、国際競争力を強化するため、効率的な乳業工場における乳製品に係る平均的な製造販売コストについて、計画的かつ段階的にその低減を図って行く必要があることから、乳業工場の規模の拡大、立地の適正化、稼働率の向上等により、10年程度後において、原料バター及び脱脂粉乳にあつては、現状の7～8割程度の水準を達成すべき合理化の目標とする。また、飲用牛乳の製造販売コストについても、現状の8割程度の水準を達成すべき合理化の目標とする。

その際、10年程度後の乳業の再編整備のあり方については、加工原料乳地帯においては乳製品工場の整理・統廃合等を進め、飲用乳地帯においては経済事情が比較的類似する地域単位での処理規模、立地、配送の合理化等を踏まえた整理・統廃合等を促進することとし、乳業工場数

を現状の5～6割程度（乳製品の製造を主体とする工場数にあっては現状の6～7割程度、飲用牛乳の製造を主体とする工場数にあっては現状の5～6割程度）とすることを目標とする。

このような乳業の合理化及び再編整備を推進するため、乳業者の主体的取組を基本として、関係機関・団体の一体的な協力支援の下にその実現を目指すものとする。

また、このような製造販売コストの低減の進捗状況に対応して必要な対策を適切に講ずるものとする。

注：1）現状とは、製造販売コストにあっては、原料バター159円/kg、脱脂粉乳2,266円/25kg、飲用牛乳54円/l、乳業工場数にあっては、867工場（乳製品の製造を主体とする工場数は90工場、飲用牛乳の製造を主体とする工場数は777工場）を指す。

2）製造販売コストは、資材価格の変動等今後の経済動向の変化によって大きな影響を受けることがあることに留意する必要がある。

イ 乳業の再編整備等を推進するに当たり、乳業施設の設置に係る規制については、生産性向上等を図る観点から、その見直しを行うものとする。

（4）牛乳・乳製品の消費拡大

近年の消費動向、国民の栄養摂取の実態、高齢化社会の到来等に鑑み、消費者への牛乳・乳製品に関する情報の提供及び正しい知識の啓発・普及、消費者ニーズの多様化に対応した牛乳・乳製品の開発、製造及び販売等を推進することにより、その消費拡大を図る。

特に、国際市場の影響を受けにくい飲用牛乳、生クリーム等をはじめ、チーズ、バター等の消費拡大を推進し、国内生産の安定的発展を図る。

なお、学校給食用牛乳供給事業については、その効果的な推進に努めるものとする。

2 肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

(1) 肉用牛の流通の合理化

肉用牛の公正な取引及び適正な価格形成を確保するため、家畜市場の再編整備と機能の高度化を推進するものとする。

また、肉用牛の流通コストの低減を図るため、繁殖から肥育までの地域内・経営内における一貫生産及び産地内食肉処理を推進する。

(2) 牛肉の流通の合理化

牛肉の流通コストを低減し、適正な価格水準での安定供給を図るため、次の施策の推進により、牛肉流通の各段階において合理化を図るとともに、需要者ニーズに対応した国産牛肉の流通体制の整備を促進する。

ア 産地における食肉処理施設については、生産・出荷動向に応じた配置の適正化を図ることにより、安定的な集荷頭数の確保及び施設の稼働率の向上を図るものとし、このため、都道府県域等広域的な食肉処理施設の再編整備及びこれを通じた大規模化を推進する。

イ また、輸送コストの低減及び処理効率の向上を図る観点から、産地食肉処理施設における部分肉仕向割合の増加を図るとともに、低需要部位を活用するための高度な処理加工部門の導入等による高付加価値化を推進する。

ウ 部分肉流通の進展に対処し、その一層の円滑化を図るため、

① 産地食肉処理施設と消費地の卸売業者等が連携して機能分担を図りつつ、需要者ニーズに対応した合理的な部分肉流通体制（小割・パック流通のための加工処理機能、冷蔵ストック機能及び効率的配送機能等）の整備を推進する。

② 枝肉段階での規格取引の促進と併せて、部分肉の流通実態に即し、必要に応じて取引規格の見直しを図るとともに、部分肉センターにおける部分肉の取引情報公表機能の強化を図る。

エ 輸入食肉の増加、部分肉流通の進展等に即応して集荷・販売力の向上を図る等価格形成市場として十全の機能が発揮し得るよう、卸売市場整備基本方針に基づき、食肉卸売市場を整備し、運営の改善を図る。

オ 食肉の効率的かつ衛生的な処理・加工を行うため、自動化・省力化システムや衛生管理技術の開発・導入体制の整備を推進する。

(3) 国産牛肉の消費拡大

牛肉及び加工品の消費の多様化、輸入牛肉の増加等国際化の進展に対応して、次の施策の推進により、国産牛肉の有利性の確保と消費の拡大を図る。

ア 消費者を対象とした国産牛肉の消費拡大のためのPR、情報の提供、正しい知識の啓発・普及等を推進する。

イ 小売段階における適正表示（部位別表示、輸入牛肉である旨の表示（可能な場合は原産国（地）の表示を含む）等）の徹底を図る。

ウ 産地銘柄確立のため、生産基準の一層の明確化と銘柄の普及・浸透を図る。

エ 加工・外食の需要の伸び等、需要者のニーズの的確な把握とそれに対応した牛肉及び加工品の提供を推進する。また、低需要部位・副生物の高度利用のための新商品・新規用途の開発・普及を推進する。

第5 その他酪農及び肉用牛生産の近代化に関する重要事項

1 家畜の改良増殖及び新技術・効率的な生産方式の開発・普及

(1) 乳牛の改良については、優良種雄牛の計画的作出とその広域利用、牛群検定の活用による雌牛群の能力向上等を通じた乳量、無脂乳固形分等の泌乳能力及び飼料効率の向上と斉一化並びに生涯生産性を向上させるための乳器、肢蹄等機能的体型の改良を推進する。

(2) 肉用牛の改良については、優良種雄牛の計画的作出とその広域利用、産子の産肉情報を用いた繁殖雌牛群の整備等を通じ、増体能力、肉質、飼料効率等産肉能力の向上と斉一化を推進する。

(3) 酪農及び肉用牛生産における生産性の向上等に資するため、雌雄産み分け、核移植等受精卵移植関連技術、DNA解析技術を用いた改良増殖技術、効率的な飼養管理に資する搾乳ロボット・家畜用マイクロチップを活用した個体管理技術等の開発・実用化に努める。

- (4) 雌雄産み分け技術を活用した搾乳用の更新牛の効率的な確保、受精卵移植技術を活用した乳用雌牛からの肉専用種生産の拡大、乳牛と肉専用種との交雑種の生産及び繁殖利用、肥育仕向肉専用種雌牛の繁殖利用（1産取り肥育）等効率的な生産方式の普及を促進する。

2 経営・技術指導

経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体を早急かつ広範に育成するためには、経営体の自らの取組を支援する観点に立って、生産・経営管理技術が高度化・多様化していること等に配慮し、地域や個々の経営の実態に即した指導を行う必要がある。

このため、指導者の技術力及び指導能力の一層の向上を図るとともに、意欲的な経営体が迅速な情報収集・交換を行うための情報システムの整備及び研究会等を通じた経営体間の相互研鑽を推進する。併せて、行政機関、畜産関係団体、農協組織等が密接な連携の下、情報ネットワークを利用した多方面にわたる情報の迅速な提供と、生産・経営管理、家畜ふん尿処理、新技術活用、粗飼料生産等の様々な分野にわたる指導を総合的に推進する。

また、経営の安定を図るためには、投下した資本を効率よく収益性や経営の改善に結びつけていくことが重要であり、個々の経営体が現有の施設・機械及び技術水準を踏まえ、施設・機械の導入、整備等を適切に行うよう指導に努める。

3 畜産経営支援組織の育成

労働時間の短縮、経営の効率化を図る観点から、個々の経営では効率的に行い難い作業や周年拘束性の強い作業の外部化を推進していく必要がある。

このため、飼料生産コントラクター、酪農ヘルパー等の畜産経営支援組織の育成を推進する。

4 家畜衛生及び畜産物の安全性の確保

- (1) 事故率の低下や放牧病の防止、繁殖障害の除去等による生産性の向上を図るため、生産段階における衛生管理体制の充実等の疾病の発生予防対策を中心とした家畜衛生対策を推進する。

また、飼養規模の拡大等に伴う家畜疾病の複雑化・多様化に対応した家畜疾病診断機能の充実、家畜衛生情報ネットワークの構築等の獣医療提供体制の整備を推進する。

このほか、国際化の進展に対応し、動物及び畜産物の検疫体制の整備を推進する。

- (2) 国民の食生活において重要な地位を占める牛乳・乳製品及び牛肉の安全性を確保するため、食品衛生等関係諸制度との整合性を図りつつ、動物用医薬品、飼料及び飼料添加物の適正な製造・使用等の徹底に努める。

5 濃厚飼料の安定供給

生産コストの相当な割合を占める購入飼料費の安定化及び経営体に対する濃厚飼料の安定供給を図るため、海外からの飼料穀物の安定供給の確保、価格安定対策及び備蓄対策の適切な運用に努める。